

ユネスコ「世界の記憶」(国際登録)国内申請 に関する説明会

【令和7年7月30日(水)10:30～】

【資料】

- ・資料1 「世界の記憶」について
- ・資料2 「世界の記憶」(国際登録)国内申請要領
- ・資料3 申請に際してご留意いただきたい点
- ・資料4 様式1 ユネスコ「世界の記憶」(国際登録)国内申請書の提出について
- ・資料5 様式2 ユネスコ「世界の記憶」(国際登録)国内申請書(和文)

文部科学省国際統括官付

「世界の記憶」について

1. 概要：

世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

国際諮問委員会（IAC）の勧告に基づき、ユネスコ執行委員会において決定される国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が決定する地域登録がある。登録にかかる審査は2年に1回で、1か国からの申請は国際登録で2件以内、地域登録で3件以内とされている。

2. 目的：

- 世界的に重要な記録遺産の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- 重要な記録遺産になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- 加盟国における記録遺産の存在及び重要性への認識を高めること

3. 対象：

手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、地図、絵画、楽譜、映画・フィルム、写真等

4. 登録状況：

国際登録	570件（2025年 4月現在）
地域登録（MOWCAP）	86件（2024年 6月現在）

※ユネスコ・MOWCAPの公表値による

（登録例）

- ウィーン会議の最終議定書（オーストリア）（1997年）
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等（ドイツ）（2001年）
- 人権宣言（フランス）（2003年）
- フェニキア・アルファベット（レバノン）（2005年）

※ 日本からの登録案件は国際登録9件、地域登録1件（別紙参照）。

【 国際登録 】

1. 山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書（2011年）	
	明治時代後期から、筑豊の炭鉱業ではまだ産業革命が継続していた20世紀後期までの日本の発展状況を裏付ける私的記録。炭坑記録画589点、日記65点、雑記帳及び原稿等43点で構成。
2. 御堂関白記（2013年）	
	平安中期、政治家として栄華を極めた藤原道長（966～1027）の自筆日記（自筆本14巻と古写本12巻が登録）。平安貴族の自筆原本の例として最古のものであり、かつ当代の代表的貴族の筆跡を伝える最も確実な遺品。翻訳され諸外国でも知られている。
3. 舞鶴への生還1945-1956：シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録（2015年）	
	第二次世界大戦の敗戦に伴い、ソ連領に抑留された約60万人から約80万人といわれる日本軍人と民間人たちの抑留生活と日本本国への引き揚げの歴史を伝える資料。日記、手紙・はがき類、絵画、名簿類、証明書類等570点の資料から構成。
4. 東寺百合文書（2015年）	
	1000年以上にわたり、東寺（教王護国寺）に伝来した約2万5千通の文書。平安時代以来の鎮護国家の修法・祈祷などの諸仏事・法会の運営や領有した荘園等、寺院活動を包括的に知り得る文書で構成。
5. 上野三碑（2017年）	
	群馬県地域の南西部に、近接して所在する山上碑（681年）・多胡碑（711年頃）・金井沢碑（726年）の三つの古代石碑で、日本語の文法で書かれた漢字の文章として、最古のものを含む、アジアの文化交流を示す記念碑。
6. 智証大師円珍関係文書典籍―日本・中国の文化交流史―（2023年）	
	中国・唐に渡り、日本に密教の教えをもたらした智証大師・円珍に関連する史料群であり、日本と中国の文化交流の歴史や、当時の唐の法制度・交通制度を知ることができるほか、円珍が唐から持ち帰った唐代の通行許可書の原本が含まれるなど、非常に貴重な史料。全て国宝。
7. 増上寺が所蔵する三種の仏教聖典叢書（2025年）	
	中国の宋代および元代そして朝鮮王朝時代に当時最高の印刷技術で制作され、17世紀初頭に徳川家康が日本全国から収集し、浄土宗の大本山である増上寺に寄進された、三部の木版印刷の大蔵経。

(共同申請)

8. 慶長遣欧使節関係資料（2013年）（スペイン）	
	日本側は仙台藩主伊達政宗が使節としてスペイン及びローマに派遣（1613～1620）した支倉常長が持ち帰ったローマ市公民権証書等3件、スペイン側は支倉常長がスペイン国王フェリペ3世に宛てた書状、徳川家康及び秀忠の朱印状等94点で構成。
9. 朝鮮通信使に関する記録（2017年）（韓国）	
	1607年から1811年までの間に、日本の江戸幕府の招請により12回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料。日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録など、日本側209点、韓国側124点で構成。

【 地域登録 】

1. 水平社及び衡平社に関する記録：国境を超えた被差別民衆の連帯の記録（2016年）	
	日本と韓国それぞれの国で差別撤廃を訴えるために協力し合った2つの組織の連帯を示す5件の記録。両組織間の交流と、在日朝鮮人に対する差別撤廃への支援を推奨する全国水平社第3回全国大会の議案書などで構成。

「世界の記憶」（国際登録）国内申請要領

令和 7 年 7 月 7 日
「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会

1. 趣旨

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が実施する「世界の記憶（Memory of the World）」国際登録について、本要領に基づいて、国内の幅広い資料保存機関等に対し、候補案件の申請を受け付けることとする。ユネスコにおける審査に付されるのは1か国につき2件までと定められていることを踏まえ、我が国からの国際登録への推薦案件（2件以内）を審査する。あわせて、複数国にまたがる機関の共同による申請（以下、「共同申請」という）も加盟国を通じて申請されることとされていることから、共同申請についても本要領に基づいて審査を行う。なお、今回の申請の募集は、2027年の春頃に登録決定が予定される案件にかかるものである。

2. 「世界の記憶」の概要

ユネスコが発行する「世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針」により、記録遺産とは、「コミュニティ、文化、国、又は人類全体にとって重要かつ永続的な価値をもつ単一の記録物、又は記録物のまとまりから構成され、その劣化や損失が人間に有害な貧困をもたらすもの」と定義されている。「世界の記憶」事業は、そのような世界的に重要な記録遺産への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称である。「世界の記憶」国際登録制度は本事業を代表するもので、特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

ユネスコによる審査は2年に1回で、1か国からの申請は2件以内とされている。なお、共同申請案件は、各国2件までとされている推薦案件数には含まれないが、加盟国を通じて申請を行うこととされているため、日本からの共同申請案件も本審査委員会の審査対象とする。また、我が国以外の加盟国を通じて共同申請を行う場合であっても、それぞれの加盟国において同意を得ていることが必要であるため、その場合も8.（2）の記載に沿って申請書を提出すること。

<参考>

○世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（仮訳）[抜粋]

- 8.4.3 実務的な理由から、申請は、2年に一度のサイクルで、国ごとに2件までに限る。（後略）
- 8.4.4 コレクションや資料の集合が所有者／管理者の間で分かれている場合、異なる加盟国の2名以上の申請者が共同で申請してもよい。このような申請の数に関しては制限がなく、また共同申請する者たちの数についても同様である。（後略）
- 8.5.1.2 申請書は、上記セクション8.4.4に定義される共同申請を含め、加盟国がユネスコ国内委員会を通じて、又はユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの関係を担当する関連政府機関を通じてのみ、電子形式及び紙媒体でMoW事務局に提出することができる。ただし、関連する国内のMoW委員会が存在する場合は、その委員会も関与する。

3. 対象となる案件

「世界の記憶」の対象となるのは、単体の記録物（※）又はその集合体であって、その全部又は一部が日本国内に存在するものである。

※記録物とは、意図的に何かを「記録」したものであって、例えば以下のようなものがある。

例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、ビジネス記録、地図、描画、楽譜、映画・フィルム、写真等

4. 審査

- ・審査は、提出された申請書に基づいて、「『世界の記憶』国内案件に関する審査委員会（以下「審査委員会」という）において、「世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針」、「『世界の記憶』登録の手引」に基づき行う。必要に応じてヒアリングや実地調査を実施する。
- ・ユネスコに対する推薦案件は、審査委員会による審査を経て、ユネスコ「世界の記憶」関係省庁連絡会議（以下、「関係省庁連絡会議」という）において日本からの推薦案件として最終決定される。

5. ユネスコへの推薦件数

2件以内

※共同申請は、これに含まれない。

6. 結果通知

- ・審査結果については、令和7年11月中旬（予定）、各案件について事前に登録された連絡担当者に対して通知する。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは受け付けない。
- ・各審査案件について、審査委員会における主な意見を整理し、申請者に通知する。このうち、ユネスコへの推薦案件として決定されなかった案件については、当該意見が公になることによって記録物の財産的価値や社会的評価が不当に損なわれるとともに、潜在的な申請者が申請を断念することを避けるため、通知内容は公開しない。

7. 申請資格

原則として、申請案件に係る所有者又は管理者（個人、団体は問わない）

※ 所有者または管理者でない者が申請する場合は、申請案件について所有者及び管理者の同意を得ていること。

8. 申請方法等

(1) 提出様式

申請する際の申請書様式は以下を使用すること。なお、用紙サイズは A4 縦版、横書き

とする。

- ・ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書の提出について（様式1）
- ・ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書（和文）（様式2）
- ・Nomination Form（国際登録）国内申請書（英文）（様式3）

(2) 提出方法等

[1] 提出方法

- ・様式1及び様式2（添付する場合は様式3も含む）をPDFファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。なお、押印又は署名は必要ない。
- ・メールの件名は、「【申請者名】『世界の記憶』（国際登録）国内申請書」とすること。
- ・メールでは送付できない容量の大きなデータの送付を希望する場合は、事前に事務局に相談すること。
- ・メール送信後、6頁に記載の文部科学省の連絡先まで電話にて着信確認を行うこと。

[2] 留意事項

- ・文部科学省から指示する場合を除き、申請書を受領した後の修正（差替え含む）は、認めない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取る。
- ・日本語、英語を含め、申請書作成の費用については、審査結果にかかわらず申請者の負担とする。

(3) 提出期限

令和7年8月22日（金）

9. 国内申請にあたっての留意事項

○ 申請書の提出について

- ・申請に当たっては、和文申請書（様式2）を提出すること。ただし、英文申請書（様式3）が添付されていることが望ましい。
- ・11月末にユネスコへ提出するのは英文申請書のみであることから、英文申請書の作成作業が必要になるため、事務局とも相談しつつ、適切に準備を進めること。

○ 申請者と所有者・管理者との間の合意内容の確認について

- ・申請者が、申請案件に係る所有者もしくは管理者でない場合、申請者において、申請案件に係る所有者もしくは管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意を得た上で、書面による同意書を提出すること。また、様式2や様式3の「4. 権限に関する宣言」でその旨を宣言するとともに、当該合意の内容を、「8. 関係者との協議」に詳細に記載すること。

○ 申請書記載内容について

- ・申請書の記載に当たっては、別紙1の記載を参照しつつ、国際的に伝わるような説明・表現とすること。また、そのために必要な専門家への相談や根拠資料の準備なども適切に進めること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請書の受理後、ヒアリングを含め、更なる情報

の提出が求められる場合もあるので留意すること。

- ・国内公募開始後に、ユネスコから必要となる書類が追加で示された場合には、文部科学省ホームページを通じて必要な書類を追加するので、留意すること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請の受理後、ユネスコへの推薦案件の決定後、あるいは当該案件のユネスコへの申請後であっても、世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針で定める基本要件（真正性（authenticity）、世界的重要性（world significance）等）を満たしていないこと、所有・管理にかかる宣言に何らかの疑義が生じる等のことが判明した場合には、推薦を取り消すことがあり得る旨、留意すること。

○ 共同申請について

- ・2カ国以上の加盟国による共同申請の場合でも、申請は加盟国を通じて行なわれる。その場合、関係する加盟国の同意の上で、いずれか1つの加盟国を通じて申請することとなっている。
- ・我が国を通じて共同申請をする場合の提出期限は、原則として、国内申請のスケジュールに従うとする。提出期限までに、他の関係する加盟国からの同意を得ていることが望ましいが、提出期限までに他の関係する加盟国からの同意を得ることが難しいと見込まれる場合は、事務局に相談すること。
- ・他の関係する加盟国を通じて申請を行う場合についても、我が国の同意を得る必要があることから、事務局宛に申請書を提出すること。同意にかかる最終的な決定は関係省庁連絡会議において行われる（11月中旬予定）ため、関係国からの申請に当たってスケジュールに留意すること。

10. 審査委員会からの助言

ユネスコへの申請書提出までの間、申請者に対して申請書の記載にかかる助言を行うことがあるので、適切に対応すること。

11. 申請スケジュール

※以下は現時点での予定であり、変更があり得る。

令和7年8月22日	国内申請締切
9月末	審査委員会の結果を受けて文部科学省から関係省庁連絡会議に付議する案件の決定
11月中旬	関係省庁連絡会議において我が国の推薦案件の決定
11月末	ユネスコへの申請書提出
令和9年春頃	国際諮問委員会（IAC）での審査、登録の可否の決定（予定）

12. 公表等

ユネスコへの推薦案件として決定された案件については、当該案件の名称と申請者、審査委員会における主な意見を公表する。なお、推薦されなかった案件については、文部科

学省が外部から問い合わせを受けた際に、各申請者の了承が得られた場合には、名称と申請者を回答する。

13. 倫理規定

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）及び登録小委員会（RSC）の倫理規定において、審査委員会委員のメンバーが申請者との直接の接触を原則禁じられていることに留意すること。

<IAC/RSC 倫理規定>（ユネスコのウェブサイトへリンク）

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000378483>

14. 申請説明会について

令和7年7月～8月上旬に、申請にあたっての説明会（オンライン）を実施する（予定）。開催日時の詳細は、追って文部科学省ホームページに告知する。

<添付資料>

- ・別紙1 申請に際してご留意いただきたい点
- ・別紙2 世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（関係規定の抜粋）
- ・様式1 ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書の提出について
- ・様式2 ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書（和文）
- ・様式3 Nomination Form（国際登録）国内申請書（英文）

<参考情報>

- ・世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（英文）（General Guidelines of the Memory of the World Programme）
- ・世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針（仮訳）
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き（2025版）（英文）
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き（2025版）（仮訳）
<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>
- ・ユネスコ 国際諮問委員会について
<https://www.unesco.org/en/memory-world/iac-committee>
- ・過去の登録案件の申請書について
<https://webarchive.unesco.org/20220323041423/https://en.unesco.org/programme/mow/r>

[egister](#) から閲覧可能（ユネスコの web アーカイブ）

【本件担当、連絡先】

〒100－8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省国際統括官付企画係

TEL：03－5253－4111（内線 4734）

E-mail：mow-secretariat@mext.go.jp

（メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコ『世界の記憶』国内申請（国際登録）について」とすること。なお、問合せについては、国内申請要領の申請書における記載内容についてのみ対応可能であり、申請書の内容の改善等、その他の事柄に関する問合せは受け付けない。）

申請に際してご留意いただきたい点

- 「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会における審査等を経て我が国の申請案件として決定された案件は、ユネスコに提出された後、ユネスコの国際諮問委員会（IAC：International Advisory Committee）の下に設けられた登録小委員会、次いで国際諮問委員会で審査が行われたうえで、最終的には執行委員会で決定されることになります。

審査に携わる国際諮問委員会（登録小委員会を含む）の委員は、世界各地域から選ばれていますので、申請書の作成に当たっては、日本国内の視点だけでなく、国際的な視点からも理解できるような説明、表現となるようご検討ください。

（参考）<https://www.unesco.org/en/memory-world/iac-committee>

- また、国際諮問委員会（登録小委員会を含む）の現在の委員の多くは、アーカイブズや歴史、美術等の専門家になります。申請書の作成に当たっては、あらかじめ国内・国外の関連する各分野の専門家にご相談いただくなど、専門的な視点からの審査に十分耐えるものとなるよう、ご準備いただくようお願いいたします。
- どの記録物も、申請者や地域にとって重要なものだと思います。その中から、ユネスコにおいて「世界の記憶」として登録されるためには、学術的・客観的な根拠が必要となります。「世界の記憶」の登録要件とされている記録物の真正性、完全性や、世界的重要性等の説明に当たっては、これらの根拠が適切に示されているか十分にご留意ください。（「真正性」「完全性」「世界的重要性」等の定義については、世界の記憶（MoW）プログラムの一般指針セクション 8.3 をご確認ください。）
- なお、国際登録だけでなくアジア・太平洋地域登録の制度もありますので、アジア・太平洋地域における歴史的重要性がある記録物については、地域登録への申請についてもご検討ください。

(様式1)

令和 年 月 日

文部科学省

「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会委員長 殿

〒

住 所

機関名・職名（団体の場合のみ）

氏 名

ユネスコ「世界の記憶」(国際登録)国内申請書の提出について

下記申請案件に係るユネスコ「世界の記憶」（国際登録）申請書を提出します。

記

1. 申請案件名：

2. 申請者名：

3. 申請書提出に当たってのチェックリスト：

申請書一式の提出に際し、以下に該当することを確認の上、チェックすること。

	確認事項	確認
1	提出書類に不備はないか。	☐
2	申請物件を「世界の記憶」に申請することについて、及び登録後の公開や管理等の方針について、申請者、所有者、管理者、その他関係者の間で合意がなされているか。 ※合意内容について、様式2又は3の「8. 0」に詳細に記載すること。	☐
3	申請書の記載内容について、「世界の記憶 (MoW) プログラムの一般指針」の要件（主にセクション8. に規定）及び「『世界の記憶』登録の手引」に適合することを確認したか。	☐

4. 連絡担当者：

所属	
氏名（ふりがな）	
住所	〒
電話	
電話（緊急連絡先）	
E-mail	

（複数の団体・個人が申請する場合であっても、連絡担当者を一元化すること）

5. 申請者名等の公開の可否

文部科学省が問い合わせを受けた際に申請案件名・申請者名を公開することについて、
（同意します・同意しません）。

（いずれかに○を付けて提出すること）

ユネスコ「世界の記憶」(国際登録) 国内申請書 (和文)

1.0 申請する記録物又はコレクションのタイトル

端的にすること (最大英単語 10 ワード (日本語で 20 文字程度) が望ましい)。

2.0 申請する記録物の概要 (400 字前後で記載)

申請する記録遺産の**端的な説明**とその**世界的重要性**を述べること。また、関連する場合には必ず、「UNESCO's Global Priorities Gender Equality and Africa」との関連性についての説明を含めること。全てのセクションの記載を終えてから、**最後に**この部分を記載すること。申請にあたって記載した全ての重要なポイント、特に、「なぜ」、「どのように」**申請する記録遺産が国際登録の基準に合致しているかの、重要性の記述において記載した主たる部分の説明**を含めること。

3.0 申請者の連絡先

3.1 申請者 (個人又は団体) の名称

3.2 申請する記録物との関係 (所有者/管理者など)

3.3 住所

3.4 電話番号 :

3.5 メールアドレス :

3.6 共同申請者 (該当する場合)

前のセクションで記載されている各項目について、それぞれ記入すること。

4.0 権限に関する宣言

私は、自分が本申請書に記載する記録物を、「世界の記録」登録に申請する権限を有することを保証します。

署名 (省略可)

氏名及び肩書：

日付：

5.0 法的情報

5.1 所有者（個人又は団体）の名前

5.2 住所

5.3 電話番号：

5.4 メールアドレス：

5.5 所有者と管理者が異なる場合、管理者の名前と連絡先

5.6 法的状況

申請する記録遺産の保存について法的及び管理上の責任について詳細を記載すること。

法的状況についての関連する何らかの文書があれば、スキャンの上、申請書と一緒に提出すること。

5.7 著作権の状況

記録遺産の著作権状況が分かっている場合は、記載すること。但し、文書やコレクションの著作権の状況は当該記録物の重要性には関連せず、登録基準を満たすかどうかの判断においては考慮されない。

申請にあたって画像を提出する場合は、ユネスコ「世界の記憶」ウェブサイト上又は本申請書の末尾に掲載されている「非独占的権利付与に関する契約書」に署名の上、申請書とともに提出すること。

(参考)「非独占的権利付与に関する契約書」

URL: [EN_MoW International Register Nomination Form_2025_FINAL.docx](#)

5.8 アクセシビリティ(文化的な制限を含め、アクセスにかかる何らかの制限がある場合は記載すること)

当該記録物又はコレクションへのアクセス方法を記載すること。

アクセスにあたって法的・文化的な制限がある場合は、その制限の内容を記載すること。

アクセスを目的とするデジタル化が推奨される。アクセスのためのデジタル化はすでにされているか、また予定されているかを記載すること。

6.0 記録遺産の特定及び説明

可能な場合は、該当する記録遺産へのリンクを記載すること。

6.1 申請する記録物／コレクションの名前及び識別情報

申請する記録物と申請機関の正確な名称を記入すること。ここに記載されたものが、申請記録物が登録された場合に、登録証明書に記載される。

6.2 記録物の種類

例として、書籍、写本、デジタル、絵画、手稿、地図、音楽／音声／録音、文書〔論稿〕、写真／画像、ポストカード、報告書、動画／映画など。

6.3 目録又は登録の詳細

申請する記録物又はコレクションについて、目録上又は登録上の詳細を記載すること。

世界的重要性に関連する場合は、当該記録物の物としての特徴を記載すること。

申請するコレクション又は記録群は、明確な開始日と終了日を有する、完結したものとする。

目録や登録における詳細があまりにも扱いにくいものである場合、サンプルとなる目録の記述、受入又は登録番号とともに、内容を記述すること。

目録／登録の詳細を附録として付すか、オンライン目録に言及するなどの形にすることも可。

6.4 視覚的な提出物（可能である場合／適切である場合）

関連する写真画像や視聴覚資料などの視覚的な提出物とすること。

JPG ファイルにした写真を申請書とともに提出すること。視聴覚資料の場合は、CD、DVD 又は USB キーで提出すること。

6.5 出所

記録物又はコレクションが作成された時から、現在の機関に所蔵されるに至るまでの由来（その背景や出所情報）を記載すること。全ての詳細はわからないかもしれないが、当該記録物又はコレクションの出所についてできる限り包括的に説明すること。

6.5.1. 真正性

当該記録物又はコレクションの真正性について、把握している情報を記載すること。

真正性とは、最も原型をとどめ、改ざんのないバージョンを指す。通常は最も古いものがこれに該当するが、必ずしもそうとは限らない。特に視聴覚資料は容易に複製されるため、原本が現存していない可能性がある。当該記録物は、何らかの変更やデジタルによる改変が行われているか。

6.6 文献情報

書誌情報は、当該記録遺産が学者によっていかに使われてきたかや、その影響、また影響力に関わる知見が公のものとなっているか証明するものである。その影響力を示すためにも、自国の学者だけでなく、国外の学者の業績も引用するとよい。

6.7 申請する資料の価値や出所情報について専門的知見を有する最大 3 名／3 機関までの専門家又は専門機関の名前、資格、連絡先。当該人物に連絡済みで、推薦者として名前を記載することに同意しているかどうかを明記すること。

名前：

テーマに関する経験：

連絡先（メールアドレス）：

これら照会先となる者の名前及び連絡先は、「世界の記録」登録簿において公開されたり、許可なく第三者に提供されたりすることはない。専門家の中に、ジェンダーバランスの取れた代表者がいることを確認すること。なお、〈記録物の〉評価にあたって幅広い知見を得るために、上記の他の権威のある審査者にも連絡すること。

7.0 選考基準に対する評価

歴史的背景

推薦した記録物の重要性を理解するために必要な範囲で、その歴史的背景や経緯を説明すること。

7.1 一義的基準 — 世界的重要性。以下の重要性の基準 1 つ以上についてコメントすること。

申請する記録遺産に対して、全ての基準を記載する必要はない。申請について関連する基準のみ選択すること。

7.1.1 歴史的的重要性

申請する記録遺産は、ジェンダー平等への貢献を含め、世界の歴史において何を語りかけるものか。例えば、以下の事柄を扱っているか。

- 政治的、経済的、社会的、又は精神的活動
- 世界史を代表する著名人
- 世界を変えた重要性を持つ事件
- 重要な特定の場所に関するもの
- 伝統的な習慣
- 他国又はコミュニティとの関係
- 生活や文化様式の変化、固定観念への挑戦
- 歴史の転換点、又は重要なイノベーション
- 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関わるものにおける、卓越した事例

7.1.2 形式や様式

この基準は、記録遺産のモノ／媒体としての特徴に関するものである。多くの記録遺産は、例えば手稿や

タイプ打ちされた文書記録などは、形式や様式において特別優れたものではないかもしれないが、ある種の記録遺産は、この点で革新的な品質や高度な芸術性を示すものがある。本基準はこうした記録遺産に適用するものである。

- 当該記録遺産はその種の記録において特に優れたものか。
- 審美性や職人技、芸術性において特に優れたものか。
- 新しい、又は珍しいタイプの媒体か。
- 現在は失われてしまったタイプの記録物の事例となるものか。

7.1.3 社会、コミュニティ又は精神的な重要性

この基準は、**現在における**、記録遺産と特定のコミュニティとの精神的つながり（attachment）に関わるものである。例えば、コミュニティの敬愛する指導者に関する記録遺産や、特定の事件や場所の証しとなる記録、女性の権利やジェンダー平等、包摂の促進といった社会運動、あるいは、精神的な指導者や聖人に関連した記録遺産への崇拜などである。この精神的つながりがどのように表現されているかの情報を提供すること。

7.1.4 ジェンダー平等

ジェンダー平等は、ユネスコの2つの世界的優先課題のうちの1つである。申請する記録物やコレクションにはジェンダー分析が含まれているべきであり、ジェンダー平等に関連し、世界史の中で女性が果たした重要な役割の記録に貢献する特定の側面がある場合は、それらを詳細に記載すること。その際には、申請する記録物が女性や少女の人生、女性や少女又はジェンダー平等への影響について何を語りかけるものか説明すること。

ジェンダー分析に基づき、申請する記録物やコレクションがジェンダー平等に貢献していない場合は、「Do Not Harm（危害を加えない）」原則が適用されるべきである。

7.2 相対的基準。以下の相対的基準の一つ以上についてコメントすること

7.2.1 希少性

当該記録物あるいはコレクションは珍しいものか。たった一つだけ作成された唯一無二のものか、あるいはかつては広く普及していたものの現存する最後の一点か、類似の記録物又はコレクションが存在す

るか、等について記載すること。

7.2.2 完全度、状態

当該記録遺産は完全なものか、あるいは章やページが失われていないか、記録遺産の一部が失われたり、補足的な部分が他の場所に保存されたりしていないか。その場合には、詳細を記載すること。またどのような状態にあるかについても説明すること。

7.3 国際的な重要性の説明

7.1 及び 7.2 で記載した内容を要約すること。世界の歴史や文化において当該記録遺産資料の影響とは何か。国や地域を超えて、生活や文化に与えた影響とは何か。なぜその記録遺産が「世界の記憶」にとって重要で、その喪失が人類の遺産の貧困を招くのかを説明すること。

関連する場合には、記録遺産が「UNESCO Global Priority Gender Equality」にどのように貢献しているかを示すジェンダー平等分析の結果を含めること。

8.0 関係者との協議

8.1 本申請について、ジェンダーバランスの取れた表現を可能にするような関連する関係者との協議にかかる詳細を記載すること。

関連する関係者とは以下のとおり。

- 記録遺産の所有者／管理者
- 記録遺産に関わるコミュニティ
- 当該記録遺産を研究する学者

9.0 リスク評価

9.1 申請する資料に対する脅威の性質と範囲を詳細に記載すること。

当該記録遺産は以下のリスクがあるか。

- 気候的条件
- 劣悪な保存場所
- 経済的課題
- 政治的介入の可能性

〈所蔵する〉記録遺産が危険にさらされているのであれば、そのように知らせること。ユネスコはその真の状況を知る必要がある。

10.0 保存と利用にかかる管理計画

10.1 既存の計画があれば、記載するか、文書をスキャンして添付すること。計画がない場合は、検討されている保存、収蔵庫、アクセスに関する戦略の詳細を記載すること。

11.0 申請を後押しするその他の情報

11.1 必要であれば、以下に記載するか、スキャンした文書を添付すること。

申請の支持声明や登録された際の記録遺産の広報にかかる計画、あるいは申請する記録遺産に関する報道記事などが含まれる。当該記録遺産は教育や研究にどのように活用したいか、などについて記載すること。

12.0 チェックリスト

☐	要約の記載（セクション2）
☐	申請と連絡先の記載（セクション3）
☐	権限の宣言への署名及び日付の記載（セクション4）
☐	共同申請の場合、セクション4を適切に書き換え、全機関からの権限の宣言が得られていること
☐	法的情報（セクション5）
☐	所有者と管理者が異なる場合、管理者の詳細の記載（セクション5）
☐	法的状況の詳細の記載（セクション5）
☐	アクセシビリティに関する詳細の記載（セクション5）
☐	画像に関する著作権の許諾についての記載（セクション5）
☐	目録及び登録簿に関する情報（セクション6）
☐	由来／出所の記載（セクション6）
☐	文献情報の記載（セクション6）
☐	個々の審査員の特定（セクション6）
☐	一義的基準に関する重要性（セクション7）
☐	相対的基準に関する重要性（セクション7）
☐	重要性の説明（セクション7）
☐	関連するものがあれば、関係者との協議にかかる詳細の記載（セクション8）
☐	リスク評価の記載（セクション9）
☐	保存と利用の管理計画の要約の記載、又は提案する戦略（セクション10）
☐	その他の提供情報 ー必要な場合（セクション11）
☐	記録遺産の説明のために特定された適切な品質（300dpi、JPG形式、フルカラーが望ましい） で作られた写真及びスキャンされた追加的文書

※ユネスコが推薦された記録遺産の画像をプロモーションに使用することについて、最終ページの「非独占的権利付与に関する契約書」に記入すること。

非独占的権利付与に関する契約書

参照:

1. a) 私（以下に署名した者）は、以下に記載しているメディアオブジェクトの著作権者です。

タイトル

ビデオ:

オーディオ:

写真:

(最小解像度600 dpi)

以下「著作物」といい、メディアオブジェクトの全部又は一部について、デジタルを含むあらゆる形式で利用、出版、複製、拡散し、公衆に伝達する非独占的権利を無償でユネスコに付与します。

b) これらの権利は、全世界における著作権の法的期間にわたってユネスコに付与されます。

c) 著作物がいかなる形式で使用される場合も、著者の名前が引用されます。

2. 私は証明します。

a) 私は著作物の唯一の著作権者であり、本契約により付与された権利並びに著作権に関する国内法、及び関連する国際法によって私に与えられたその他の権利の所有者であり、本契約を締結するための完全な権利を持っています。

b) 本著作物は、既存の著作権やライセンスに対する違反や侵害ではまったくなく、わいせつ、名誉棄損、中傷的な内容は一切含まれていません。

氏名、住所、所属、メールアドレス、電話番号

日付:

署名: